春日部市クリーンセンター・資源選別センター
長期包括運営業務委託

優先交渉権者決定基準書

令和７年７月

春日部市

春日部市クリーンセンター・資源選別センター
長期包括運営業務委託
優先交渉権者決定基準書

目 次

１．総則 1
２．民間事業者の決定方法 1
３．審査の枠組み 1
　１）資格審査 3
　２）提案審査 3
４．非価格要素審査及び価格要素審査における点数化方法 4
　１）非価格要素審査における点数化方法 4
　２）価格要素審査の点数化方法 4
別紙　非価格要素の審査基準 5

１．総則

本優先交渉権者決定基準書は、春日部市（以下、「本市」という。）が、春日部市クリーンセンター・資源選別センター長期包括運営業務委託（以下、「本業務」という。）を実施する民間事業者を募集し、優先交渉権者を決定するにあたって、公募に参加しようとする者を対象に配布する公募説明書と一体となるものである。

優先交渉権者決定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・審査するための方法や評価項目を示し、応募者が行う提案について、具体的な指針を与えるものである。

２．優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定方法は、本業務の特性を踏まえ、価格のほかに、施設の性能、機能、技術等の提案及び業務の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

本業務は、長期包括運営業務委託を実施するため、専門的な技術やノウハウにより、長期間において安全・安心な施設の運営を行うものである。そのため、応募者の運営業務に関する技術、業務遂行能力及び提案価格を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する。

３．審査の枠組み

審査は、第１段階の「資格審査」、第２段階の「提案審査」で構成される。

資格審査では、応募者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者だけが提案審査を受けることができる。

提案審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格要素審査」で構成され、本市が非価格要素審査及び価格要素審査の提案内容を評価・審査し、優先交渉権者を決定する。

なお、募集要項の公表から優先交渉権者の決定及び受託者の決定に至るまでの流れは、図１に示すとおりである。

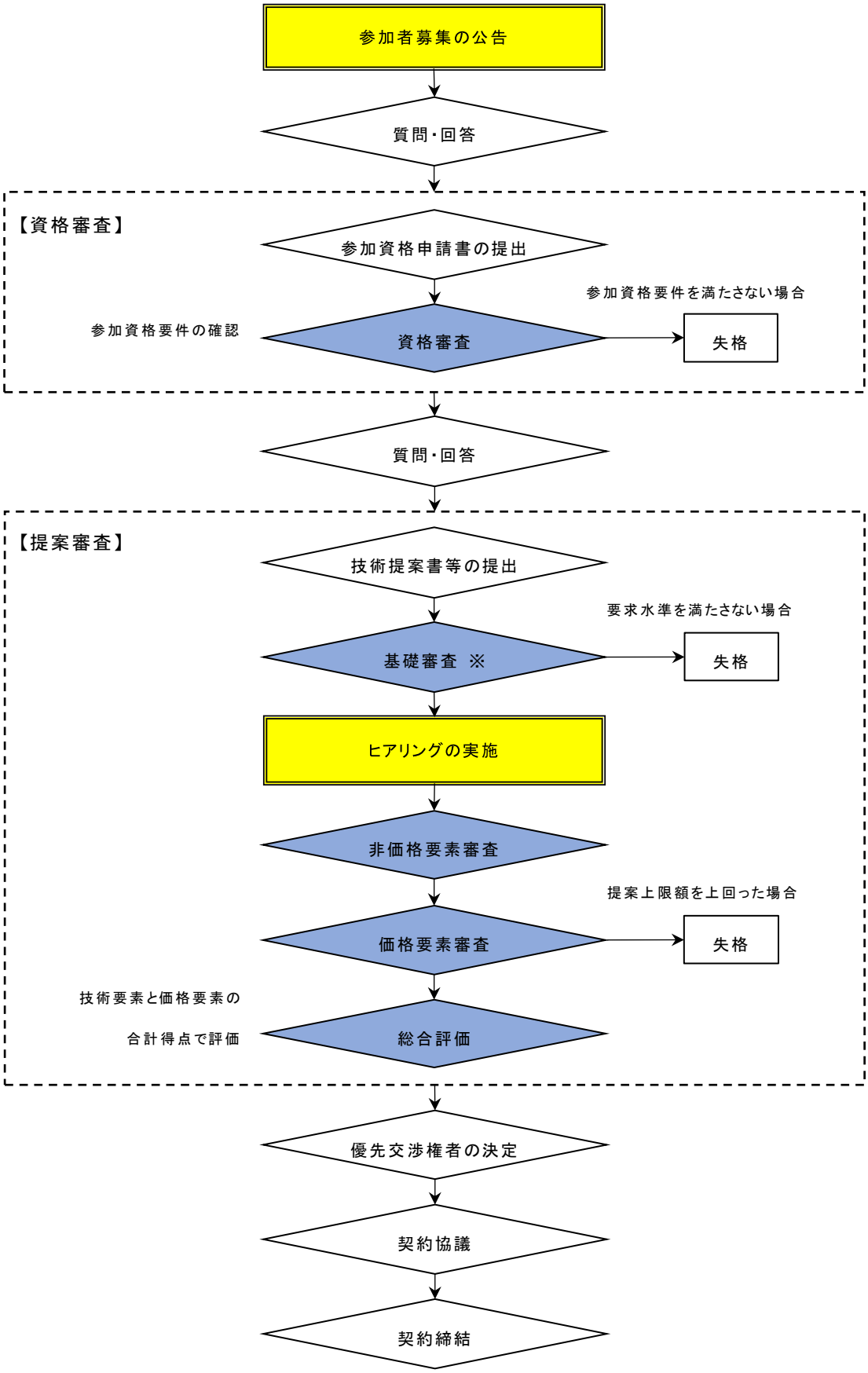

※ 基礎審査：要求水準書に示されている基本内容の確認等

図１　優先交渉権者決定までの流れ

１）資格審査

応募者から提出された資格審査申請書等から、公募説明書の「４．応募者の参加資格要件」を満たしていることを確認し、結果を応募者に対し通知する。確認は、公募説明書の「５．参加資格確認（資格審査)」に示す方法により行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

２）提案審査

(1)基礎審査

資格審査を合格した応募者から提出された本業務に関する提案書類について、要求水準書等に示された要件を満たし、業務としての妥当性を有しているかの審査を行う。

以下に、基礎審査における視点を示す。なお、要求水準書等に示す基準を満たしていない場合は、失格とする。

①提案書類の審査

ア．必要である提案書類が揃っているか

イ．提案書類において、書類間での整合が図れているか

②運営業務委託仕様書と要求水準書の適合性

ア．要求水準を満たした技術提案がされているか

イ．業務計画書内の金額が妥当であるか

ウ．要求水準及び契約条件を遵守しているか

(2)非価格要素審査

非価格要素提案書、運営業務委託仕様書、業務計画書の提案内容を、以下に示す観点から評価し点数化する。なお、審査にあたりヒアリングを実施する。

① 運営・維持管理体制について

② 事業継続性・リスク管理について

③ 障がい者雇用について

④ 災害廃棄物処理について

⑤ 地域・社会への貢献について

(3)価格要素審査

価格提案書に記載された金額が提案上限額の範囲内であることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、提案上限額を上回った応募者は失格とする。

(4)総合的な評価

「(2)非価格要素審査点」に「(3)価格要素審査点」を加えて総合評価点を算出し、

優先交渉権者を決定する。

総合評価点＝非価格要素審査点＋価格要素審査点

なお、非価格要素審査点の満点を60点、価格要素審査点の満点を40点とし、合計100点満点とする。

４．非価格要素審査及び価格要素審査における点数化方法

１）非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は、60点とする。以下に示す各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする。評価項目及び配点、採点基準を以下に示す。

なお、点数は、全評価合計の小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで求める。

(1)評価項目と配点

評価項目及び配点は、別紙のとおりとし、各評価内容ごとの評価基準を基に有効提案の数・程度により定性評価する。

(2)採点基準

各評価内容において、次に示す５段階により評価、点数化する。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	項目ごとの配点×1.00
B	ＡとＣの中間	項目ごとの配点×0.75
C	優れている	項目ごとの配点×0.50
D	ＣとＥの中間	項目ごとの配点×0.25
E	優れた提案は無い	項目ごとの配点×0.00

２）価格要素審査の点数化方法

価格要素審査点の配点は、40点とする。

価格要素審査点については、以下の方法で得点を算定する。なお、点数は、小数第２位を四捨五入して小数第１位まで求める。

【価格要素審査点の算出式】

$$\text{価格要素審査点} = 40\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

別紙　非価格要素の審査基準

番号	評価項目	評価内容	評価基準	配点	計
1	運営・維持管理体制	組織体制（連絡体制）ならびに各施設の運転体制（人員配置）	◆運営維持管理の信頼性（運転方法、施設の管理体制等）に関する対策・工夫 ◆職員の指揮監督・管理体制及び人材育成、接遇（研修）に関する対策・工夫 ◆職員、見学者、利用者等の安全確保に関する対策・工夫 ◆電気、水道、消耗品費等の節減、施設・設備の効率的な利用についての方策 ◆現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策	5	10
		廃棄物・資源物の処理	◆破砕処理物の資源化率向上及び不燃残渣の搬出量を抑制させるための対策・工夫 ◆ペットボトルの資源化純度を向上させるための対策・工夫 ◆処理後の廃棄物・資源物の管理、保管における対策・工夫	5	
2	事業継続性・リスク管理	不測の事態、有事の際の対応方策	◆運営維持管理継続のための体制確保（事業継続計画、バックアップ体制等）に関する対策・工夫 ◆停電時（発生から運転再開まで）の対策・工夫 ◆緊急時の危機管理のための方策及び本市、地域住民、自治会への必要な情報提供の具体的な方策	5	15
		事業期間終了後の施設利用を見据えた運営・維持管理体制	◆施設の長寿命化、長期利用・安定運転に必要な施設、設備の保守管理に関する対策・工夫 ◆予防保全や緊急修繕など、本市に対する修繕提案に関する対策・工夫 ◆本事業の特性を踏まえたリスクの抽出とリスク管理の考え方、その対応方法	5	
		10 年間の運営維持管理実績を踏まえた次期計画の提案や、次期事業者への引継ぎ計画	◆次期事業者への運営維持管理業務の引継ぎにあたり、事業を通じて蓄積された本施設の特性等を伝承するための次期計画提案及び引継ぎ計画案における対策・工夫 ◆上記以外の引継ぎにおける対策・工夫	5	
3	障がい者雇用	障がい者の安定雇用や職場環境への配慮	◆障がい者の勤務条件や福利厚生等への配慮 ◆障がい者の受入れ体制、勤務環境の整備についての対策・工夫 ◆障がい者雇用への理解の醸成に関する方策 ◆雇用実績	5	15
		障がい者の配置	◆障がい者の職場定着を進めるための方策 ◆一人ひとりの障がいの特性を理解した人員配置	5	
		障がい者の健康と安全	◆障がいの状態や健康状況を把握するための取り組み ◆平時及び緊急時における、障がい者の安全確保についての対策・工夫	5	
4	災害廃棄物処理	災害廃棄物の処理体制	◆災害廃棄物が発生した際の処理体制と処理方法 ◆災害時（発生から運転開始まで）の対策・工夫	5	15
		安全確保	◆災害廃棄物処理時の安全確保に関する対策・工夫 ◆災害廃棄物に処理不適物、有害・危険物等が混入していた場合の対策・工夫	5	
		本市への協力体制	◆災害及び災害廃棄物発生時の本市への協力体制 ◆災害及び災害廃棄物発生時のごみ焼却施設との連携	5	
5	地域・社会への貢献	地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際しての地元業者への配慮	◆地元住民の雇用計画 ◆物品、役務の調達に際しての地元業者への配慮	5	5

非価格要素審査点　合計　60　点